第二表　慢性腎疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
アミロイド腎	1	アミロイド腎	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
萎縮腎（尿路奇形が原因のものを除く。）	2	萎縮腎（尿路奇形が原因のものを除く。）	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
家族性若年性高尿酸血症性腎症	3	家族性若年性高尿酸血症性腎症	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
ギッテルマン症候群	4	ギッテルマン症候群	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
腎奇形	5	寡巨大糸球体症	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
	6	腎無形成	同上
	7	多嚢胞性異形成腎	同上
	8	多発性嚢胞腎	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
	9	低形成腎	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
	10	ポッター症候群	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
	11	５から10までに掲げるもののほか、腎奇形	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
腎血管性高血圧	12	腎血管性高血圧	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
腎静脈血栓症	13	腎静脈血栓症	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
腎動静脈瘻	14	腎動静脈瘻	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
腎尿管結石	15	腎尿管結石	腎機能低下がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合又は腎移植を行った場合
尿細管性アシドーシス	16	尿細管性アシドーシス	治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合
尿路奇形	17	閉塞性尿路疾患	腎機能低下がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合又は腎移植を行った場合
	18	膀胱尿管逆流（下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く。）	同上
	19	17及び18に掲げるもののほか、尿路奇形	同上
ネフローゼ症候群	20	巣状分節性糸球体硬化症	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合
	21	微小変化型ネフローゼ症候群	次のいずれかに該当する場合 ア　半年間で３回以上再発した場合又は１年間に４回以上再発した場合 イ　治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 ウ　腎移植を行った場合
	22	びまん性メサンギウム硬化症	次のいずれかに該当する場合 ア　先天性ネフローゼ症候群の場合 イ　治療で薬物療法を行っている場合 ウ　腎移植を行った場合
	23	フィンランド型先天性ネフローゼ症候群	同上
	24	膜性腎症	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合
	25	20から24までに掲げるもののほか、ネフローゼ症候群	次のいずれかに該当する場合 ア　先天性ネフローゼ症候群の場合 イ　半年間で３回以上再発した場合又は１年間に４回以上再発した場合 ウ　治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合 エ　ステロイド抵抗性ネフローゼ症候群の場合 オ　腎移植を行った場合